

厚生常任委員会
資料

令和3年8月25日（水）

福祉保健部

目 次

【予算議案】	頁
議案第 1 号 令和 3 年度宮崎県一般会計補正予算（第12号）	… 1
報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて 令和 3 年度宮崎県一般会計補正予算（第 9 号）	… 9
報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて 令和 3 年度宮崎県一般会計補正予算（第11号）	

【予算議案】

議案第 1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第 12号)

○歳出予算集計表(課別)

(単位:千円)

会計名	課名	令和3年度		
		現計予算額	8月補正額	補正後の額
一 般 会 計	福祉保健課	21,786,246	8,471,164	30,257,410
	指導監査・援護課	176,327		176,327
	医療薬務課	4,385,885		4,385,885
	国民健康保険課	29,530,867		29,530,867
	長寿介護課	21,796,527		21,796,527
	障がい福祉課	16,993,292		16,993,292
	衛生管理課	2,406,933		2,406,933
	健康増進課	24,909,523		24,909,523
	こども政策課	18,641,683		18,641,683
	こども家庭課	6,221,972		6,221,972
	小計	146,849,255	8,471,164	155,320,419
特 別 会 計	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	114,542,975		114,542,975
	こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	280,005		280,005
	小計	114,822,980	0	114,822,980
福祉保健部 合計		261,672,235	8,471,164	270,143,399

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対策に関する予算

福祉保健部

	感染拡大防止対策の推進	医療・福祉提供体制の確保・充実	新たな日常に応じた生活支援
当初	<p>検査体制の確保</p> <p>◆受診相談センター運営費、PCR検査費用（衛環研）PCR検査機関への検査機器購入補助、地域外来・検査センター運営費、PCR検査公費負担 等</p> <p>感染拡大防止対策（設備整備支援等）</p> <p>◆介護施設等の簡易陰圧装置等の設置、濃厚接触者である子どもの受入れに要する経費、「ガイドライン」の遵守及び「新しい生活様式」の定着促進、児童養護施設等の個室化、感染症対策のかかり増し経費 等</p> <p style="text-align: right;">計1,367,774千円</p>	<p>医療提供体制の確保</p> <p>◆医療従事者派遣、搬送体制確保、調整本部運営、医療機関等との連携・情報共有体制の構築、受入病床確保・医療従事者特別手当・陰圧装置設備補助、軽症者宿泊療養施設の確保・運営等、入院患者宿泊施設患者の自己負担分の公費負担、医療機関・保健所等で使用する防護服整備 等</p> <p>介護・福祉サービス体制確保</p> <p>◆業務負担を軽減するための介護ロボット導入経費、感染者が発生した場合の介護・障がい福祉サービス提供に必要な経費補助 等</p> <p>ワクチン啓発等</p> <p>◆医療従事者等への接種確保、相談体制の確保</p> <p>相談体制</p> <p>◆自殺対策ワンストップ相談会、県民の心身の安調に対応するため電話や訪問による相談体制強化</p> <p style="text-align: right;">計16,653,577千円</p>	<p>生活困窮者・ひとり親家庭等支援</p> <p>◆福祉系高校の学生への修学資金等貸付金、住居失う恐れのある者に対する住居給付金、子ども食堂等を運営する団体に対する衛生用品等の購入支援、ひとり親家庭を支援する民間団体の活動経費の補助</p> <p>母子保健医療対策</p> <p>◆不妊治療等を受ける夫婦に対し、治療費等を助成、妊婦への検査と感染した妊産婦への訪問等による寄り添い支援</p> <p style="text-align: right;">計563,576千円</p>
4月専決			<p>◆生活福祉資金拡充</p> <p>◆ひとり親世帯生活支援特別給付金</p> <p style="text-align: right;">4月専決 1,257,110千円</p>
4月補正	<p>◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（日向市）</p> <p style="text-align: right;">4月補正 154,467千円</p>		
5月専決	<p>◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（宮崎市）</p> <p style="text-align: right;">5月専決 2,241,810千円</p>		
5月補正	<p>◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（宮崎市・都城市・三股町）</p> <p>◆変異株ウイルス解析機器の導入 等</p> <p style="text-align: right;">5月補正 2,219,682千円</p>	<p>◆後方支援病院の確保推進</p> <p>◆自宅療養者支援の拡充</p> <p>◆市町村のワクチン接種体制の強化に向けた支援</p> <p>◆24時間体制対応副反応等コールセンター設置 等</p>	
6月補正	<p>◆飲食店の認証制度の創設、認証に必要な資機材等の支援</p> <p>◆救急医療機関等において、コロナ感染疑い患者を受け入れることができるよう必要な設備整備を支援 等</p>	<p>◆各種依存症の自助グループ活動への支援</p> <p>◆ワクチン個別接種における診療所及び病院に対する接種回数底上げ支援、病院の接種体制確保に対する支援</p> <p>◆ワクチンの接種回数増加のための支援期間延長、県主催の大規模接種の実施、職域接種への支援</p> <p style="text-align: right;">6月補正 5,590,601千円</p>	<p>◆生活福祉資金拡充</p> <p>◆生活福祉資金の特例貸付金が上限額に達しているなどにより、利用ができない世帯を対象として支援金を支給 等</p>
8月専決	<p>◆営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援（市町村）</p> <p style="text-align: right;">8月専決 3,093,002千円</p>		
8月補正	<p>㊤感染症対策休業要請等協力金事業（福祉保健課） 8,471,164千円</p> <p style="text-align: right;">8月補正 8,471,164千円</p>		

㊦ 感染症対策休業要請等協力金事業

福祉保健課

1 目的・背景

新型コロナの感染が拡大する地域における飲食店等に対する営業時間短縮要請の延長や、まん延防止等重点措置区域の指定を行う地域における大規模集客施設等に対する営業時間短縮要請を行うことにより、感染の沈静化を図る。

2 事業概要

変化していく感染状況に対応するため、あらかじめ想定した期間分の予算を計上し、必要な対策を適時適確に講じるもの。

(1) 感染症対策休業要請等協力金

① 感染症対策休業要請等協力金 (7,110,307千円：補助率9/10)

時短要請に協力した飲食店等へ協力金を支給した市町村に対して補助を行う。

なお、現在、営業時間短縮要請については8月31日までであるが、今後の感染状況やまん延防止等重点措置の適用に備え、協力金の支給期間については1ヶ月としている。

【協力金額 (店舗単位で支給)】

まん延防止等 重点措置区域	中小企業	売上高に応じて、1日当たり3万円～10万円の範囲で支給
	大企業	売上高減少額に応じて、1日当たり最大20万円を支給
上記以外	中小企業	売上高に応じて、1日当たり2.5万円～7.5万円の範囲で支給
	大企業	売上高減少額に応じて、1日当たり最大20万円を支給

② 感染防止対策事務費補助金 (157,999千円：補助率10/10)

市町村の感染症対策休業要請等協力金の支給事務に要する経費を補助する。

(2) 大規模集客施設等営業時間短縮要請協力金 (1,154,099千円)

まん延防止等重点措置の適用区域において、営業時間短縮要請に協力した大規模集客施設等に対して協力金を支給する。

なお、支給期間については1ヶ月としている。

【協力金額】

大規模集客施設	1,000㎡毎に20万円×時短率(※)×時短日数 等
上記施設内のテナント等	100㎡毎に2万円×時短率(※)×時短日数 等

時短率：時短した時間÷時短前(通常)の営業時間

(3) 事務費 (48,759千円)

上記(2)の協力金申請受付等業務委託及び時短要請等に係る広報経費

3 事業費

補正前 の額	補正額 (要求額)	財源内訳			補正後 の額
		国庫支出金	その他	一般財源	
6,328,801	8,471,164	8,471,164			14,799,965

※国庫支出金：地方創生臨時交付金

4 事業効果

飲食店等や大規模集客施設の事業者に対して協力金を支給することにより、要請の実効性を高め、感染リスクの高い飲食の機会を減らすとともに人流の抑制を図り、新型コロナの感染拡大防止を進めることができる。

飲食店等に対する営業時間短縮要請の概要

【要請内容】

- 対象地域：県内全市町村
- 対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けガイドラインを遵守している飲食店等（持ち帰り（テイクアウト）や宅配（デリバリー）の専門店を除く）
- 営業時間短縮を要請する期間
 - ：宮崎市 8月6日（金）～8月~~24日（火）~~31日（火）
 - 宮崎市以外 8月14日（土）～8月~~24日（火）~~31日（火）
- 協力金の対象となる期間
 - ：宮崎市 8月8日（日）～8月~~24日（火）~~31日（火）
 - ※8月6日（金）又は8月7日（土）から協力した場合は加算
 - 宮崎市以外 8月16日（月）～8月~~24日（火）~~31日（火）
 - ※8月14日（土）又は8月15日（日）から協力した場合は加算
- 要請内容：酒類の提供は午前11時から午後7時までとし、午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わない。
※まん延防止等重点措置区域の指定を行う地域の場合は、酒類の提供を行わないこと及び午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わないことを要請
- 協力金額：国の交付金（協力要請推進枠）のスキームに基づき売上規模別に店舗単位で支給

【中小企業】

前年度又は前々年度 1日当たり売上高	まん延防止等重点措置区域		～7.5万円	7.5万円～25万円	25万円～
	その他地域		～8.3万円	8.3万円～25万円	
協力金の金額	まん延防止等重点措置区域	～20時の時短	3万円/日 ※7.5万円の4割	3万円～10万円/日 ※売上高に応じて増加 7.5～25万円の4割	10万円/日 ※25万円の4割
			その他地域	2.5万円/日 ※8.3万円の3割	2.5万円～7.5万円/日 ※売上高に応じて増加 8.3～25万円の3割

【大企業】※中小企業も選択可

- まん延防止等重点措置区域 1日当たりの売上高の減少額×0.4（上限20万円）
- その他地域 1日当たりの売上高の減少額×0.4（1日当たり売上高×0.3又は20万円のいずれか低い方が上限）

大規模集客施設等に対する営業時間短縮要請の概要

概要

- まん延防止等重点措置区域の指定を行う地域において、営業時間短縮の要請に応じた大規模集客施設及びテナント事業者等に対して、売場面積及び営業時間短縮の割合に応じて協力金を支給する。

要請の主な内容

- 【内容】
営業時間の午後8時までの短縮（想定）
- 【対象者】
通常、午後8時以降も営業している対象地域の
大規模集客施設

協力金の概要

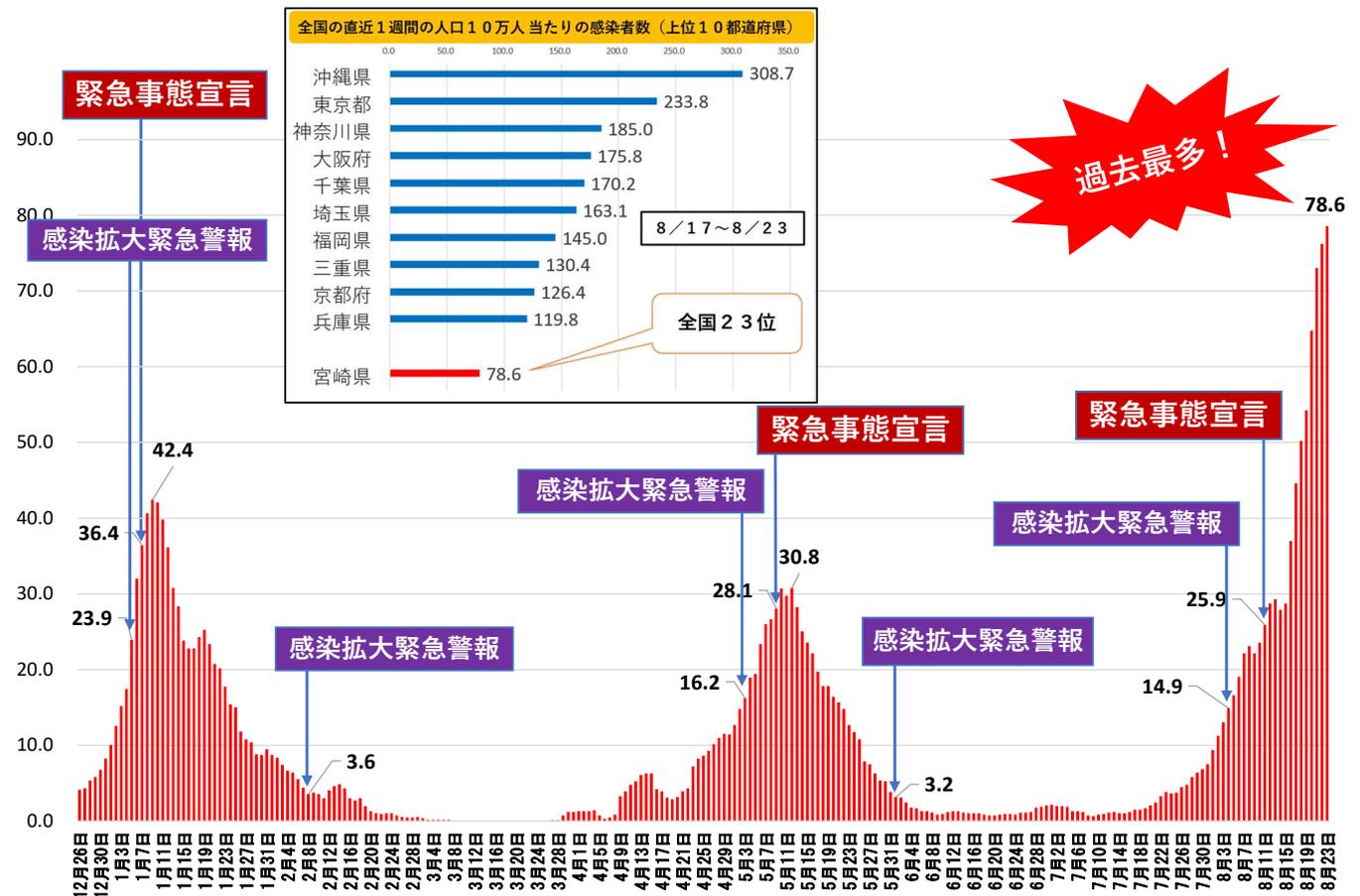
	大規模集客施設	テナント等
交付対象	特措法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設のうち多数の者が利用する施設で床面積1,000㎡超の施設 劇場、観覧場、映画館（注）又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品等の売場を除く）、ホテル又は旅館（集客部分に限る）、体育館、水泳場、ボウリング場等の運動施設、又は遊技場等	左記施設の一部を賃貸するテナント等 左記施設の時短営業に伴い、時短営業を行ったテナント
交付額①	1,000㎡毎に20万円×時短率（※）×時短日数 （テナント事業者等管理把握加算） テナント等数×2千円×時短率（※）×時短日数 注）映画館については①に加えて②の取扱あり	100㎡毎に2万円×時短率（※）×時短日数等
	映画館運営事業者	映画配給会社
交付額②	スクリーン数×2万円×（時短で上映できなかった回数÷本来の上映回数）×時短日数	スクリーン数×2万円×（時短で上映できなかった回数÷本来の上映回数）×時短日数

※時短率：時短した時間÷時短前（通常）の営業時間

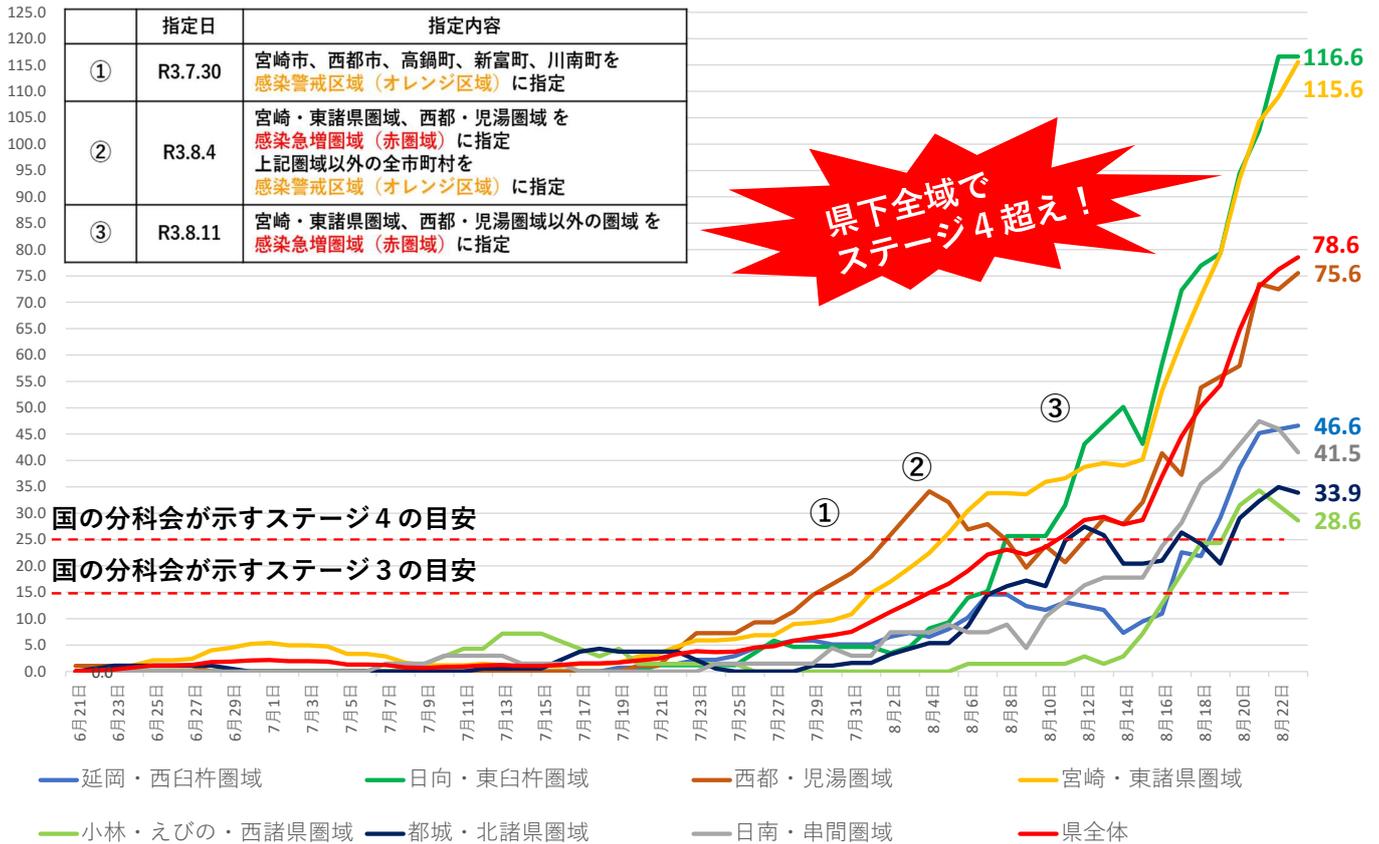
本県の1日当たりの新規感染者数



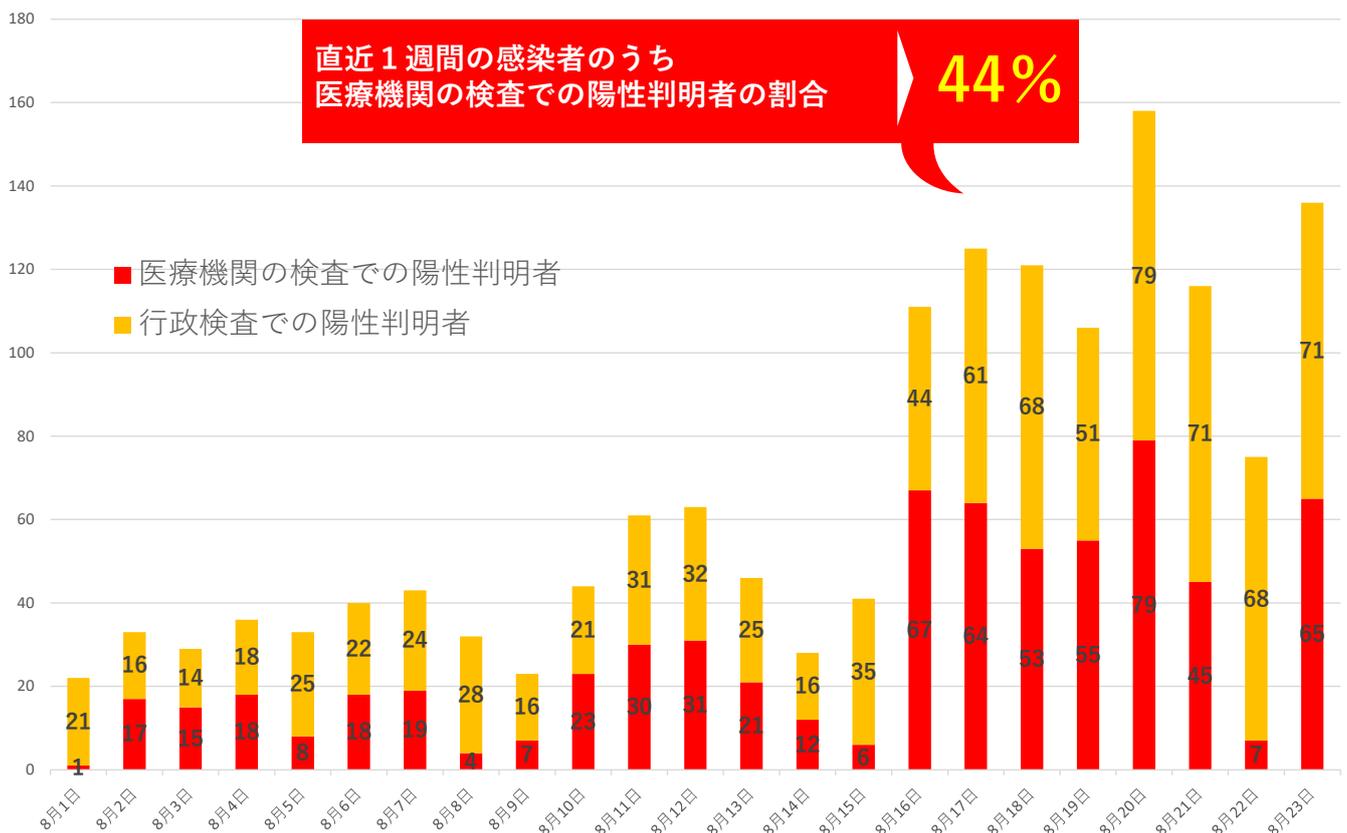
本県の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数



各圏域の感染状況 (直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数の推移)



行政検査での陽性数と医療機関の検査での陽性数



国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示す指標における本県の状況

本県の関連指標の状況は以下のとおりであり、**ステージ4**の状況にあります。

指標		現状値	ステージ3の目安	ステージ4の目安	備考
医療提供体制等の負荷	病床全体 (確保病床の使用率)	40.4%	20%以上	50%以上	・8月23日時点
	①医療の ひっ迫具合 入院率※ (療養者数に対する入院者数の割合)	—	40%以下	25%以下	・8月23日時点 ・療養者数：入院者、宿泊・施設等療養者、入院・療養調整中の方等を合わせた数
	重症者用病床 (確保病床の使用率)	9.1%	20%以上	50%以上	・8月23日時点
	②療養者数 (人口10万人当たりの療養者数)	97.3人	20人以上	30人以上	・8月23日時点
感染の状況	③PCR等陽性率	9.7%	5%以上	10%以上	・8月12日から8月18日まで ・(医療機関での検査分を含む) ・陽性者数/PCR等検査件数
	④新規報告数 (直近1週間の人口10万人当たりの感染者数)	78.6人	15人以上	25人以上	・8月17日から8月23日まで
	⑤感染経路不明割合	30.9%	50%以上	50%以上	・8月14日から8月20日まで

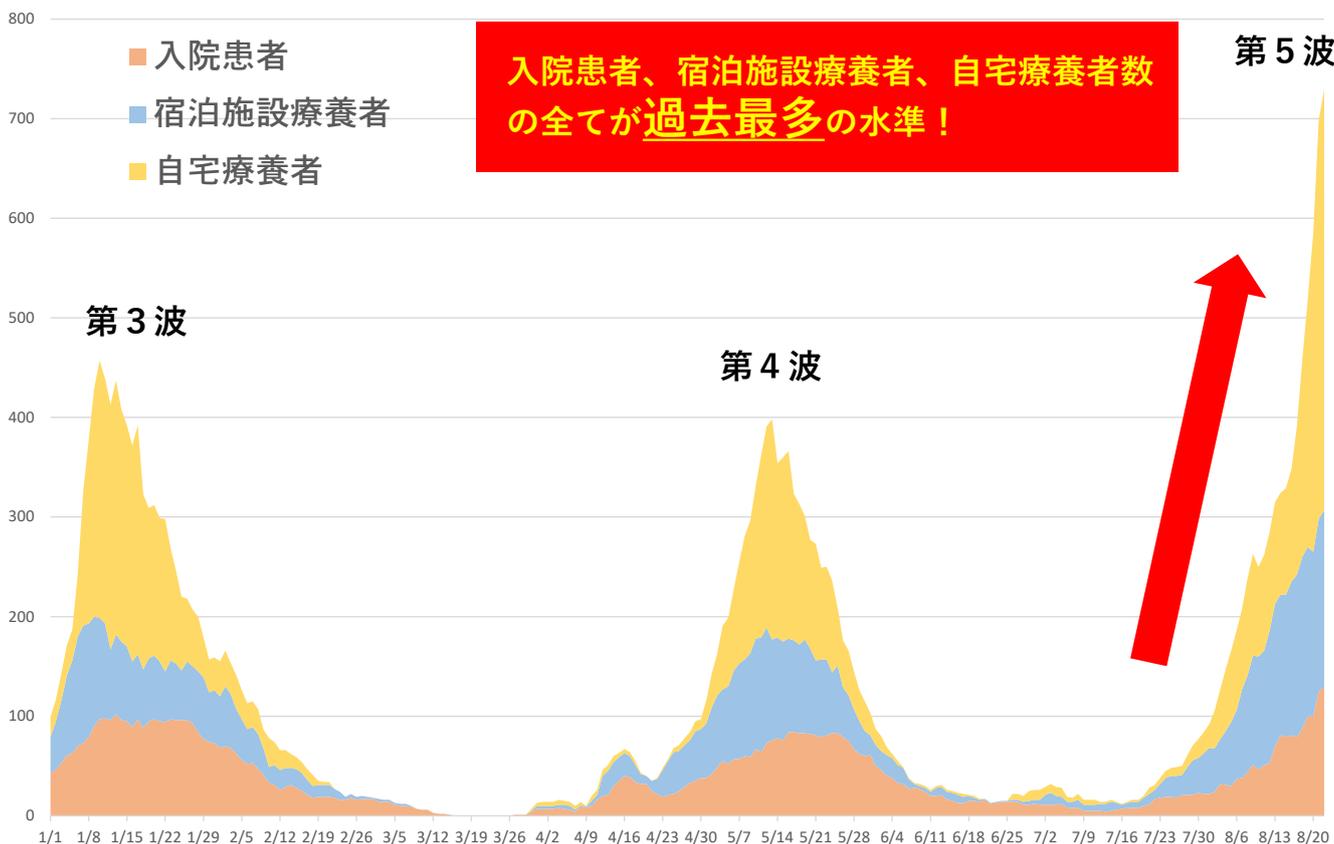
ステージ	感染増段階	感染者発生状況
ステージ1	感染散発段階	感染者が散発的に発生
ステージ2	感染増段階	感染者が徐々に増加 医療提供体制への負荷が蓄積
ステージ3	感染急増段階	感染者数が急増 医療提供体制に支障
ステージ4	感染爆発段階	爆発的な感染拡大が起き 医療提供体制が機能不全に

※ 下線部は過去最高値

※ 入院率の指標は人口10万人当たりの療養者数が10人以上の場合に適用

※ 入院が必要な陽性者が発生届の翌日までに入院している場合は適用しない

入院患者・療養者数の推移



まん延防止等重点措置における主な対策について

内容	まん延防止等重点措置	県独自の「緊急事態宣言」
飲食店等への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20時までの営業時間短縮 <協力金> ・ 中小企業 3～10万円/日 ・ 大企業 上限額20万円/日 等 ・ 酒類提供の終日自粛 ・ 飲食を主とする店舗におけるカラオケ設備の利用自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20時までの営業時間短縮 ・ 酒類提供は19時まで <協力金> ・ 中小企業 2.5～7.5万円/日 ・ 大企業 上限額20万円/日 等
大規模集客施設への要請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間短縮（20時までを想定） <協力金> ・ 施設運営者 20万/1,000㎡×時短率 ・ テナント 2万/100㎡×時短率 等 ・ 入場整理について働きかけ 	-
外出自粛等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出自粛 ・ 県外との不要不急の往来自粛 ・ 混雑した場所等への外出の半減 ・ 20時以降の飲食店利用自粛 ・ 路上・公園での集団飲酒等の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要不急の外出自粛 ・ 県外との不要不急の往来自粛

専決処分の承認を求めることについて

(報告第1号関係)

令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第9号)
令和3年 8月 6日 専決

1 感染症対策休業要請等協力金事業の補正(福祉保健課)

【時短要請の概要】

対象地域：宮崎市

対象店舗：食品衛生法に基づく営業許可を受けガイドラインを遵守している飲食店等(持ち帰り(テイクアウト)や宅配(デリバリー)の専門店を除く)

要請期間：令和3年8月6日(金)～24日(火)

要請内容：酒類の提供は午前11時から午後7時までとし、午後8時から翌日午前5時までの間の営業を行わない

協力金額：国の交付金(協力要請推進枠)のスキームに基づき売上規模別に店舗単位で支給

① 補正前の額 3, 235, 799千円
補正額 1, 704, 300千円
補正後の額 4, 940, 099千円

② 補正の理由 飲食店等への営業時間短縮要請に伴い、市町村と連携して協力金を支給するため

③ 財 源 国庫支出金・一般財源

(報告第3号関係)

令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第11号)
令和3年 8月14日 専決

1 感染症対策休業要請等協力金事業の補正(福祉保健課)

【時短要請の概要】

対象地域：宮崎市以外の市町村

要請期間：令和3年8月14日(日)～24日(火)

※対象店舗、要請内容、協力金額については、宮崎市と同じ。

① 補正前の額 4, 940, 099千円
補正額 1, 388, 702千円
補正後の額 6, 328, 801千円

② 補正の理由 飲食店等への営業時間短縮要請に伴い、市町村と連携して協力金を支給するため

③ 財 源 国庫支出金・一般財源

